

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社トラストファミリー浜松営業所（以下「甲」という。）と従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

- 第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「2」のとおりとする。

- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」に定める「職業安定業務統計（小分類）」（厚生労働省）を参考とする。
- （2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
- （3）地域調整については、通達に定める「地域指数」の「静岡県」を用いるものとする。

- 第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- （1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
- A ランク：10 年
- B ランク：3 年
- C ランク：0 年

- 2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給に上乗せで支払うこととする。
- また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第3章に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 通勤手当とは、公共交通機関または自己所有の車等の交通用具を使用する者に対し、実費を支給する。ただし、以下の者についての実費は0円とし、支給しないものとする。

- ・ 公共交通機関または交通用具を一切使用しない者
- ・ 交通用具を使用する者で片道2キロメートル未満の通勤距離の者
- ・ 自転車を使用する者

- (1) 公共交通機関を利用する者の通勤経路については、会社が指定する合理的な通勤経路に拠るものとする。ただし、本人の申請により、別経路を選択すべき事情があると会社が認める場合には、その限りではない。
- (2) 交通用具を使用する者への実費は、就業先と自宅との直線距離に対して、1ℓあたり90円の燃料費見込み額とする。1ℓあたりの走行距離は普通自動車 8 km軽自動車 15 kmバイク 25 kmとする。直線距離の測定には、原則として Google マップ (<https://www.google.co.jp/maps/>) を使用するものとする。
- (3) 通勤手当は、月額12,480円、又は所定内労働時間1時間当たり71円を上限とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

- ② 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年、定年)の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の大学卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した2020年4月以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、年1回の勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別紙評価票を準用する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同等となる。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア形成支援に関する計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2026年4月1日

甲 代表取締役 市川 浩次 印



乙 従業員代表



別表１ 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	02901 保育士	通達に定める職業 安定業務統計調査	1257	1430	1531	1569	1679	1794	2230
2	地域調整	静岡県（令和 ８年度）100.7	1266	1441	1542	1580	1691	1807	2246

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	03401 一般事務員	通達に定める職業 安定業務統計調査	1122	1277	1367	1400	1499	1601	1990
2	地域調整	静岡県（令和 ８年度）100.7	1130	1286	1377	1410	1510	1613	2004

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	03403 受付・案内事務 員	通達に定める職業 安定業務統計調査	1157	1317	1409	1444	1546	1651	2053
2	地域調整	静岡県（令和 ８年度）100.7	1166	1327	1419	1455	1557	1663	2068

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	03701 医療事務員（調 剤薬局を除く）	通達に定める職業 安定業務統計調査	1071	1219	1304	1337	1431	1528	1900
2	地域調整	静岡県（令和 ８年度）100.7	1079	1228	1314	1347	1442	1539	1914

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	04514 他の商品販売店 員	通達に定める職業 安定業務統計調査	1228	1397	1496	1533	1641	1752	2178
2	地域調整	静岡県（令和 ８年度）100.7	1237	1407	1507	1544	1653	1765	2194

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
1	05508 調理補助者、調 理人見習	通達に定める職業 安定業務統計調査	1218	1386	1484	1520	1627	1738	2161

2	地域調整	静岡県（令和 8年度）100.7	1227	1396	1495	1531	1639	1751	2177
---	------	---------------------	------	------	------	------	------	------	------

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	06703 金属工作設備オペレーター	通達に定める職業 安定業務統計調査	1188	1352	1447	1483	1587	1695	2108
2	地域調整	静岡県（令和 8年度）100.7	1197	1362	1458	1494	1599	1707	2123

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07103 金属熱処理工	通達に定める職業 安定業務統計調査	1185	1349	1443	1479	1583	1691	2102
2	地域調整	静岡県（令和 8年度）100.7	1194	1359	1454	1490	1595	1703	2117

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07111 めっき工、金属 研磨工	通達に定める職業 安定業務統計調査	1156	1316	1408	1443	1544	1650	2051
2	地域調整	静岡県（令和 8年度）100.7	1165	1326	1418	1454	1555	1662	2066

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07201 パン・菓子製造 工	通達に定める職業 安定業務統計調査	1154	1313	1406	1440	1542	1647	2047
2	地域調整	静岡県（令和 8年度）100.7	1163	1323	1416	1451	1553	1659	2062

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	07301 化学製品製造工	通達に定める職業 安定業務統計調査	1158	1318	1410	1445	1547	1652	2054
2	地域調整	静岡県（令和 8年度）100.7	1167	1328	1420	1456	1558	1664	2069

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年

			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	08804 フォークリフト 運転作業員	通達に定める職業 安定業務統計調査	1228	1397	1496	1533	1641	1752	2178
2	地域調整	静岡県（令和 8 年度）100. 7	1237	1407	1507	1544	1653	1765	2194

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	09503 倉庫作業員	通達に定める職業 安定業務統計調査	1205	1371	1468	1504	1610	1720	2138
2	地域調整	静岡県（令和 8 年度）100. 7	1214	1381	1479	1515	1622	1733	2153

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	09701 製品包装作業員	通達に定める職業 安定業務統計調査	1099	1251	1339	1372	1468	1568	1950
2	地域調整	静岡県（令和 8 年度）100. 7	1107	1260	1349	1382	1479	1579	1964

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	09901 工場業務員	通達に定める職業 安定業務統計調査	1193	1358	1453	1489	1594	1702	2116
2	地域調整	静岡県（令和 8 年度）100. 7	1202	1368	1464	1500	1606	1714	2131

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

02901 保育士

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
A ランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1, 850	1, 850	≥	1, 807	1 0 年
B ランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1, 600	1, 600		1, 580	3 年
C ランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1, 300	1, 300		1, 266	0 年

03401 一般事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,613	10年
1,410	3年
1,130	0年

03403 受付・案内事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,663	10年
1,455	3年
1,166	0年

03701 医療事務員（調剤薬局を除く）

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,550	1,550
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,350	1,350
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,539	10年
1,347	3年
1,079	0年

04514 他の商品販売店員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,550	1,550
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,765	10年
1,544	3年
1,237	0年

05508 調理補助者、調理人見習

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,550	1,550
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,751	10年
1,531	3年
1,227	0年

06703 金属工作設備オペレーター

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,750	1,750
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,707	10年
1,494	3年
1,197	0年

07103 金属熱処理工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
----	-------	------	-----

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
---------------------	------------------

Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,750	1,750
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≧

1,703	10年
1,490	3年
1,194	0年

07111 めっき工、金属研磨工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,662	10年
1,454	3年
1,165	0年

07201 パン・菓子製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,659	10年
1,451	3年
1,163	0年

07301 化学製品製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,664	10年

Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≧

1,456	3年
1,167	0年

07305 パルプ・紙製品製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,626	10年
1,421	3年
1,139	0年

07601 金属材料検査工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,660	10年
1,452	3年
1,164	0年

07602 金属加工・溶接検査工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,657	10年
1,450	3年

Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200
------	-------------------	-------	-------

1,162	0年
-------	----

07803 紡織製品・衣服・繊維製品検査工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,500	1,500
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,350	1,350
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,498	10年
1,310	3年
1,050	0年

08002 塗装工（建物を除く）

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,550	1,550
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,757	10年
1,536	3年
1,231	0年

08202 ルート配送員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,850	1,850
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,600	1,600
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,300	1,300

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,822	10年
1,594	3年
1,277	0年

08804 フォークリフト運転作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,550	1,550
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,765	10年
1,544	3年
1,237	0年

09503 倉庫作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,750	1,750
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,550	1,550
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,733	10年
1,515	3年
1,214	0年

09701 製品包装作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,579	10年
1,382	3年
1,107	0年

09901 工場業務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,750	1,750
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,714	10年
1,500	3年
1,202	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

表 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（資料出所）「令和 6 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（64.2%）を乗じた数値

別表 4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

別表 3（再掲）

Ⅳ

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は 3 年とし、退職時の勤続年数が 3 年未満の場合は支給しない。